

デジタル遺産の相続について

近年、キャッシュレス取引等の普及により、WEB上で管理を行う資産が増えてきました。例えばキャッシュレス決済のアプリ内にある残高や、ネット証券での運用資産残高、銀行口座のWEB通帳等がデジタル資産と呼ばれています。今回はそういったデジタル資産をお持ちの方が亡くなった場合の注意点についてご説明します。

1. デジタル遺産とは

(1) 定義

「デジタル遺産」について法律上の定義はありませんが、亡くなった方がネット上やアプリなどデジタル形式で保有していた財産を意味することが一般的です。特に最近では暗号資産や電子マネーなどをはじめとして、デジタル形式の財産が多様化及び一般化していることから、デジタル遺産の相続が問題となるケースが増えていると言われています。

(2) デジタル遺産の特徴及び具体例

デジタル遺産の特徴として、PCやスマホのデジタル端末を用いてオンライン上で取引保管されるため、相続人が亡くなった方のデジタル遺産を把握していない場合や、管理に必要なID及びパスワードを把握していない場合は、デジタル遺産にアクセスすること自体が困難で、財産の特定に多くの時間と労力を費やすことが想定されます。

具体例：

- ①暗号資産
- ②電子マネー
- ③デジタルの著作物
- ④クレジットカードのポイントやマイレージ
- ⑤ネット銀行・ネット証券の金融資産



2. 相続手続き時の注意点

(1) 遺産分割をやり直す可能性

相続人の間で、財産の配分を決める遺産分割協議を行った後にデジタル遺産が追加で見つかった場合、再度遺産分割協議をやり直す必要があります。

(2) 相続人が損失を被る可能性

亡くなった方が生前ネット証券等で、株式の信用取引やFX取引を行っていた場合、想定外の相場下落により追加証拠金が発生するなど、相続人に不利益が生じてしまう可能性があります。

(3) 相続税の修正申告の可能性

相続税支払期限後にデジタル遺産が見つかった場合、修正申告が必要となってしまう場合があります。

3. デジタル遺産を保有している人が生前に行うべき対策

(1) 財産内容、ID・パスワード等を家族にも共有する

ID・パスワードを家族が把握することで、相続発生時に財産を特定することができます。ID・パスワード一覧表を作成するなどして、整理しておきましょう。

(2) 必要以上に口座を持たない (口座の集約整理等)

不必要なネット口座等は段階的に整理することも、トラブルの未然防止につながります。

4. まずは専門スタッフにご相談を

いかがでしたか？デジタル遺産については様々な対処方法が考えられます。ぜひご一考ください。

